

## 参考資料

---

- 1．富田林市交通等バリアフリー基本構想推進協議会委員名簿
- 2．富田林市交通等バリアフリー基本構想推進協議会設置要綱
- 3．富田林市交通等バリアフリー基本構想策定の体制

# 1. 富田林市交通等バリアフリー基本構想推進協議会委員名簿

敬称略

設置要綱 第3条	氏名		所属・役職・経歴など
		平成17年度のみ	
学識経験者	みほし あきひろ 三星 昭宏		近畿大学理工学部 社会環境工学科教授
	さかうら まつお 坂浦 眞津男	にしむらえいはちろう 西村 英八郎	大阪府立金剛コロニー コロニー長
高齢者団体	きたい かつみ 北井 克巳		富田林市老人クラブ連合会 会長
障害者団体	ふなうち こうさく 船内 宏作		富田林市身体障害者福祉協会 会長
商工関係団体	かわい かんや 川井 貫也		富田林駅前商店会 会長
市民 (50音順)	おばら つるみ 小原 鶴美		小金台
	たくわ あきお 宅和 昭夫		楠風台
	てらさわ みつゆき 寺澤 光幸		高辺台
	なかばやし あけみ 中林 朱美		富田林町
	にしだ たくし 西田 卓司		清水町
公共交通事業者	ふくしま ひろし 福嶋 博		近畿日本鉄道株式会社鉄道事業本部 大阪輸送統括部施設部工務課長兼電気課長
	ひがした なるたみ 東田 成民		近鉄バス株式会社 営業部課長
	ながやす いくお 永安 郁生		金剛自動車株式会社 業務部長
関係行政機関	はしもと まさみ 橋元 正巳	まつば けいいち 松場 圭一	近畿運輸局交通環境部 消費者行政・情報課長(消費者行政課長)
	みうら ふじお 三浦 富士夫	やました あきら 山下 明	大阪府建築都市部建築指導室 建築企画課課長補佐
道路管理者	にしむらしゅういち 西村 修一	いそざき こうじ 磯崎 弘治	大阪府富田林土木事務所 建設課長
公安委員会	はるた まさる 春田 勝		大阪府富田林警察署 交通課長
施設設置管理者	ながの てつや 長野 哲也		株式会社ダイエー 富田林店長 (平成18年12月20日より)
富田林市	おち あきら 越智 明	やまうち たかみち 山内 崇道	保健福祉部長
	うえだ しんじ 植田 信二	くにた やすかず 國田 泰一	まちづくり政策部長

## 2 . 富田林市交通等バリアフリー基本構想推進協議会設置要綱

平成 17 年 8 月 4 日要綱第 51 号

(設置)

第 1 条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 9 1 号。以下「法」という。)第 26 条第 1 項の規定に基づき、富田林市交通等バリアフリー基本構想推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について調査、協議及び連絡調整を行う。

- (1) 移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想の案(以下「交通等バリアフリー基本構想」という。)の策定に関する事
- (2) 交通等バリアフリー基本構想の実施に係る連絡調整に関する事
- (3) その他移動等円滑化の促進に関する事

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 高齢者団体を代表する者
- (3) 障害者団体を代表する者
- (4) 商工関係団体を代表する者
- (5) 市民
- (6) 公共交通事業者
- (7) 関係行政機関
- (8) 道路管理者
- (9) 公安委員会
- (10) 施設設置管理者等、特定事業その他の事業を実施すると見込まれる者
- (11) 富田林市

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に、会長及び副会長それぞれ 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席をもって成立とする。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、交通等バリアフリー基本構想担当課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。

附則(平成18年要綱第105号)

(施行日)

- 1 この要綱は、平成18年12月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱第3条第2項の規定により富田林市交通バリアフリー基本構想策定協議会の委員として委嘱し、又は任命されている者は、この要綱の施行の日に改正後の要綱第3条第2項の規定により富田林市交通等バリアフリー基本構想推進協議会委員として委嘱し、又は任命された委員とみなす。

### 3 . 富田林市交通等バリアフリー基本構想策定の体制

